教員養成制度について（中間報告）

第７常置委員会
45. 11. 26

まえがき

教師は、真理の探究者であり、より普遍的な価値の追究者であることを通じて、初めて幼・少・青年たちの人間的成長とその幸福とに寄与することができる。かかる教師としての必要不可欠の条件を充足するために、戦後の教員養成は大学において行なわれることとなつたのである。そこには、国の直接管理の下に閉鎖的な方法で規格化された教員を養成することを戒め、開放制の必要が強調せられて来た。しかし、このことは必ずしも容易な道ではなかつた。

教師が独立した真理の探究者であるばかりでなく、成長し行く人々の内面に真実を求める方法・意欲を引き出し点火していくための科学的・専門的な方法と識見とを同時に必要とし、この両者が教員の専門性として統合せらるべきであるのに、これを獲得していくのに必要にしてかつ十分な条件を充たすほどの大学は、目下のところ未だわれわれの理想の域を多く出ていない。

今日の大学改革の問題は、大学自体に内在する問題として、大学が学ぶ者の真理探究の意欲をどのように充たし得るか、大学が探究し教授するものとして来た学問そのものとその教育と人間的教養をいかにすべきかにある。このことは、すぐれた教員を養成すべき場としての大学の在り方にきびしい反省が求められていることをも意味する。

他方、教師の専門性に含まれる大学における教職教養の実情についても、多くの問題がある。教職に就くために必要な教養の基準は、一応国の定めた教育職員免許法規に従つて行なわれて来ているが、それが大学の自主性、主体性に関わる内容をも含んでいるにもかかわらず、大学自身によるその内容の積極的

な検討・吟味がおろそかにされ、主体的な運用を欠き、規定の形式的な適用におわつていた場合が多く、形骸化の弊害さえも生じている。われわれは、これらの事実の中に、単に大学における教員養成の問題点を見出だすだけでなく、むしろより根本的に、大学が自らの学問研究とその教育とを通じて、国民全体の知的発達、文化の進展、自由の確保に寄与すべき大学自身の社会的責任の自覚を明確にし、この自覚に基づく教員養成の途を問いなおすことの必要を感ずる。

このように、大学における教員養成の諸条件が、なお不備であるとはいえ、われわれはこれを安易な教員の計画養成の強化、質を無視した免許基準の引き上げなどで軽々しく処理すべきでなく、大学の主体性に基づいて改革して行かなければならない。かつて経験したような閉じられた教員養成の途を再現させてはならないからである。大学改革の一環として大学における教員の養成を取り上げ、この課題の解決に向かわなければならない。

1. 大学の改革と教員養成

大学の自主的改革を進めることと大学において教員を養成する方途を徹底し、学校教育の要請に応え指導力を発揮し得る教員を大学から送り出すこととは、共に当然の要請ではあるが、それぞれに、また両者の関わり合いにおいて、種々の困難な課題をはらんでいる。しかしながら、

(1) 大学は、教員の養成について、国民に対してより積極的に責任を果たすべきである。教員を広く大学で養成するといつても、一般大学にはそれぞれの本来の研究と教育の目標があり、それぞれの歴史と伝統を有する。そこではこれらの本来の専門あるいは教養に関する教育のかたわら、教職に関する教養を積ませる外はないともいえるが、進んで大学自体の特色を活かした個性的な教員養成の内容、方法、重点的な施設を発展させ、特に教

員に適する人材について教職の途を選ばせるに十分な教育の計画を持ち、それぞれの役割を果たしつつ養成に当たることを原則とすべきである。特に中等学校教員についてこのことは可能であるばかりでなく、工業・水産などの特定教科の教員の養成について一層重要である。

(2) これに対して、開放制を堅持するものの、特殊教育教員はもとより、1教科もしくは領域の担任にのみ局限し難い小学校教員や幼稚園教員にあつては、やはり教育あるいは教職に関する学問・教育をめざす大学・学部に、これらの教員を志す者のための課程を設けて養成する必要がある。更に社会の進展に伴う、高等学校ならびに大学等への進学者の飛躍的増大による高校生の幅の拡大等に対応して、後期中等教育を担当する教員についても、学問領域のそれぞれの専攻に支えられたいわゆる教科専門的教養の強みのみをもつて足れりとすることはできなくなつている。教職に関する学問・教育をめざす大学・学部においても、同じく広く豊かな人間的教養の上に教科等に関する専門的教養と教職に関する専門的教養との訓練とその統合をめざして、教員としての専門教育を行ない、特殊教育教員・幼稚園教員を含む初等学校教員のみならず、中等学校教員についても専門の課程を編成し、中学校・高等学校それぞれに一定割合を養成することが必要である。高校生の精神衛生管理・進路指導等にわたる独立した指導教諭の養成も必要であろう。現在の教育系大学・学部は、かかる大学・学部として急速に整備充実すべきで、その研究と教育とが十全に行なわれるためには、次のような充実した施設・課程等を用意し得るようでなければならない。

(a) 教職に関する広義の専門的研究と教育が十分に行なわれるに足りる教員組織ならびに施設設備

(b) 学校教育に必要な実証的研究と学生の教育実地研究の指導の場として

の附属学校

(c) 精深な教育研究に従事する研究の課程

(d) 教育に関する特定の研究領域・境界領域についての開発を進めるべき研究施設

各教科教育の学的樹立の如きは、開発せられつつある研究領域の1つとして最近集約的な努力が払われつつあるが、その他、特殊教育、教育工学等研究すべき課題は多い。また、そこに設けられる学校教員養成の諸課程は、単なる実用主義的なものであつてはならない。学校教育のすべてにわたるこれら多数の課程を充実したものとするには、それらの大学・学部に一律均等に諸課程を置くよりは、ある程度の分担を考慮する方が適当であろう。

(3) 大学は必ずしも完成した教員を養成するものではなく、現場の教育の問題を単に経験にのみ委ねることをしないで学問的、科学的に処理する能力・態度をもつて当たり、自らを伸ばし行く教員を養成するところである。これがため、現職の教員に対しても、その自己研修を援け、専門領域や教職に関する専門についての新しい情報を提供したり、自らの研究を持続し発展させるための機会を与えたりし、特に上記の(c)に述べたような課程をも含めて、学校教育や教職に関する専門性を高めるための機会を積極的に支援指導するサーヴイスとしての組織、施設を設けることが望ましい。

2. 教員免許制度

前項に述べたところから明らかなように、教員には、広く豊かな人間的教養の上に、それぞれに自らの専攻を教育あるいは教職に関する学問の側に置く者、教科に関する専門の学問の側に置く者など、種々の特色のある者があつて然るべきであるが、全体として今日の学問や教育の進展に応じた新しい

専門性の確立が求められている。一般大学の教職教養についてのかかる質的強化を、どこまでどのように要求すべきか、教職に関する学問に専攻を置く者の教科専門的高さにどのような内容を与えるべきかなどが、今後の重要な課題になるが、その半面、開放制の下、教養ある特志の人材を教員として誘致する検定の途も拡大することが望ましい。

現行制度では、教育職員免許法規によつてその資格を定め教員たることを免許することになつているが、法規のみによつては質的基準を表示し維持することが十分でないばかりでなく、現在の免許法規そのものには著しい基準の低さや不備・複雑さが認められる。この際、教職の専門性にかんがみ、免許制度を時代に即応した合理的なものに改正することが必要である。即ち、教員養成を大学教育において行なうことを明確にするために、基礎資格を大学卒業程度以上とし、在職年限・科目等による換算・置き換え等の便法を改め、また大学教育の自主性・主体性との関連を考慮しつつ、いわゆる教科的専門と教職的専門との関連、履修の科目構成等を再検討することが必要である。今日教科教育等の科学的研究が要求せられ、教科教育学が教科の編成、教科内容の組織、教材の研究を始めとして学習者の発達段階・経験・環境等に応じた学習指導の計画・方法・評価等にわたるべきものとせられていることなどは、教科的専門と教職的専門との統合への途を開くものといえよう。また従来教育実習と呼ばれて来たものを教科教育・生活指導等の実地研究に高め、教育の内容と方法、理論と実践とを密接に結合したものとして充実しなければならない。更に上記に言及した教育工学的研究など、新しく要求される教職的教養も考えられる。一般大学においても教職課程のために附属学校を設けることが望ましい。これが困難な場合には、附属学校に準用し得る学校を用意すべきであろう。

免許状には一定の有効期間を設けている国が圧倒的に多いが、このことは、教員の絶えざる研究の必要と現職教員に対する研修制度を確立しその研修を保証する必要を告げるものというべきである。免許状取得者が取得後長い期間を経過して教職に就こうとする場合の研修についても検討せられなければならないであろう。

3. 附属学校と教育実地研究

基礎科学を陶冶材として教材化することは、教科教育学の研究内容として独自の展開が期待されている。このことは、これを担当する大学の教官と附属学校との緊密な協同によつて、はじめて可能となる。また、大学教官の教育に関する研究の場として附属学校の果たす役割は高く評価されねばならない。

一方、教職に関する専門教育の内容の理解を深めるために、教育現場における学生の観察、参加および教育実地研究は欠くことができない。児童・生徒の成長発達についての研究には児童・生徒の観察が必須である。また、学校管理、教育課程については、それが現実に展開されている実態を観察し、これに参加することによつて、大学における理論的究明が確実になる。なお、児童・生徒の学習指導や生活指導について実地研究の占める地位は重要である。また、教育実地研究は教育に対する学生の情熱を高めることにも与つて力がある。

このような教育科学の研究や学生の観察・参加・実習には附属学校は重要な地位をもつが故に、その機能が十分に発揮されるよう運営されねばならないのであるが、多くの附属学校の現状には問題も多い。

附属学校が大学の有機的な一部としてその研究と教育の機能を果たすためには、ますます大学と緊密な関連をもつべきであろう。

そのために附属学校の教官は大学教官に準じて考えられねばならないが現状では研究者として、学生の指導者として正当な処遇がなされていない。

したがつて大学教官との人事交流も考えられねばならない。また広く各学校との交流をはかるべきである。

さらに重要なことは、教育実地研究のために附属学校の学級数と教官定員が不足していることもあつて、多数の協力学校でこれを補つている現状である。実習の充実を期するためには附属学校の充実をはかるとともに協力学校に対して国は財政的措置を講ずべきである。

4. 教員の研修制度の確立

最近のように、科学の進歩が急速であり、社会の変革の著しい時代にあつて、教員の研修は教員養成と同等に重要視されねばならない。しかも、初等、中等教育では、教育の研究を奨励しその成果を正しく評価する制度も習慣もまだ確立されていない。

しかし、わが国では教員の研修は古くから行なわれ、現在でもさまざまな形で実施されている。しかし教師の専門性を高めるためには長期にわたる基礎的な研修の制度を確立する必要がある。国が一定の年限を経た教員に対し長期研修の途を開き、その機会を与え、これを保証すべきである。

大学は教員を養成するに当たつては現職教育をもあわせて考えるべきであり、国はそれに対して十分な財政的措置を講ずべきであろう。その運営は大学がこれに当たるが、教員の自主的研究を尊重し、また研修の円滑をはかるためには教育委員会および教員と合議することも考えられる。また、大学院などもその一翼をになうべきである。

長期にわたる研修を実施するには、同時に各学校の交替要員としての定員増加の問題が伴ない、また、各大学の受け入れ体制（教職員の定員、施設設

備）の整備が伴わねばならない。

5. 高等学校教員の養成

今日、後期中等教育は実質的にはすでに義務教育としての性格と機能をもつようになり、しかも社会的、経済的、教育的な急速な変動に対応して、後期中等教育のあり方について根本的な再検討が加えられ、その教育課程の改善、生徒の学習編成、教育メディアの導入など、高等学校教育の組織・編成・内容・方法の全般にわたる大きな変化が起こりつつある。

初等教育教員、中等教育教員養成方法のあり方や相違など、根本的な検討を必要とする問題はあるが、なお、少なくとも上記のような変化に対応して、後期中等教育の組織編成、内容方法等の全般にかかわる理論と技術を修得した者を養成するため、現在多くの高等学校教員の養成に当たつている各大学は、さらにいつそうの考慮を加える必要がある。なお現行の特別教科教員養成課程はこれを是正し、高等学校教員養成課程を設置する必要がある。

6. 幼児教育教員の養成

最近就学前教育の重要性が認識され、幼児教育が急速に普及しつつあり、このような動向を反映して、義務教育の体系ないし学校制度上の位置づけが問題にされている。

このような時期において、教員養成に関心をもつ各大学は幼児教育教員の養成にも関心をもち、これに積極的に対応せざるを得ないのである。

しかし現状では4年課程の大学で養成された幼児教育教員はきわめて少数で、その大多数は、短大または2年課程の各種学校で養成されている。このことは幼児教育の普及が私立の機関に依存することが多いことと無関係ではない。

幼児教育が制度上義務教育として編成されると否とを問わず、実質的には、

国民教育の最初の重要な一階梯とされつつある。さらに加えてその目的、内容、方法等の再検討が必要とされている状況からみれば、幼児教育教員には高度の教養が要求されるので、国は就学前教育の普及とその制度的な再編成に対応する施策として、４年課程による幼児教育教員の養成を原則とすべきである。

幼児教育教員の待遇は、小学校教員などの待遇と格差があつてはならない。

7. 教員の処遇

教育は教員の資質のいかんにかかわる。すぐれた資質の教員を確保するために、もつとも重要なことは、教員の処遇の問題である。教員の仕事は、社会の未来を拓いていくことにかかわつている。この責任を果たすためには教員の不断の研修と探求とを伴わなければならないことはいうまでもない。このきびしい要請に対して教員の経済上の待遇は余りにも低いといわざるを得ない。

教員に対する経済的待遇をふくむ社会的処遇の水準が画期的に引き上げられることが実現されないかぎりこの提案の大部分は空しいものとならざるを得ないであろう。